

No.	局名	所属名	基本計画上の分野名	事業名	事業開始年度	事業概要	事業実績・評価
1	総合企画局	国際化推進室	啓発・担い手育成 犯罪や事故発生時の緊急体制	外国籍市民への情報提供①、②	①平成元年度 ②平成21年度	①初めて京都で生活する外国籍市民等が安心して暮らせるよう、医療、行政、災害に関する情報や困ったときの相談窓口等について説明する「京都市生活ガイド」を、5言語(ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語)により作成し、(公財)国際交流協会のホームページ上で公開する。 ②新規に来日して間もない外国籍の方が京都での暮らしに円滑に適應し、安心して生活するために必要な情報を提供するセミナー及び交流会「外国人歓迎会」を実施する。	①「京都市生活ガイド」を、5言語(ルビ付きの日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語)で表記したものを(公財)国際交流協会のホームページ上に公開した。 ②「外国人歓迎会」において、警察署、行政書士、留学生グループらと連携し、新規来日者のニーズに応えられる内容について3言語(日本語・英語・中国語)で情報提供を行ったほか、歓談等による交流会などを行った。
2	総合企画局	国際化推進室	啓発・担い手育成	医療通訳派遣事業	平成16年度	日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、京都で健康に暮らすことができるよう、医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣する。	日本語を母語としない外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、京都で安心して暮らすことができるよう、医療機関に英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳者を派遣した。
3	総合企画局	国際化推進室	啓発・担い手育成	行政サービス利用等通訳・相談事業	平成19年度	日本語を母語としない外国籍市民等がスムーズに行政手続きを行い、適切に行政サービスを利用することにより、京都で安心して暮らせるよう、英語や中国語を話せる者が電話を通じて通訳・相談を行う。	日本語を母語としない外国籍市民等が、スムーズに行政手続きを行い、また、適切に行政サービスを利用し、京都で安心して生活できるよう、英語や中国語を話せる者が電話を通じて通訳・相談を行った。
4	文化市民局	くらし安全推進課	啓発・担い手育成 対象別安全施策(子ども・若者) 対象別安全施策(高齢者) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	京都府警察が主催する会議等への参画・連携	平成11年度	地域で生活安全の核となって活動する多様な担い手の創出のため、京都府警察が主催する会議・講習・講演へ参画・連携をし、広く市民の皆様にも参加いただき、生活安全についての知識を修得してもらう。	・毎年10月に京都府警察、京都府、(公社)京都府防犯協会連合会との共催で「安心安全まちづくり京都大会」を開催し、防犯活動事例発表や、講師による講演などを行い、各年300～350人に参加していただいた。引き続き、連携して実施していく。 ・「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の各区における取組として特殊詐欺啓発をはじめとしたイベント、講演会などを開催した。 ・毎年開催される「京都府防犯推進委員・平安合同レディース研修会」をはじめとした各種行事に参加し、市民啓発を行った。
5	文化市民局	くらし安全推進課	啓発・担い手育成	NPOなどによる防犯・交通安全出前講座	平成23年度	防犯意識を高める講演のほか、防犯機器の展示・実演、侵入盗への防犯対策相談、交通安全啓発などを実施されているNPOや団体を紹介することで、学区の安心安全ネットの活動を応援する。	平成23年の制度創設当時は活用があったものの、平成25年頃から活用が減少。安心安全ネット継続応援事業補助金の活用や「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の開始・発展により、京都府警察との連携によるイベント等開催、各活動団体での自主的な講師の要請、自分たちで寸劇を実施するなど、創意工夫のもと活動されるようになり、現在は、需要がなくなっている。
6	文化市民局	くらし安全推進課	啓発・担い手育成	京都市生活安全運動期間をはじめとした啓発活動	平成23年度	地域における犯罪や事故を未然防止するためには、市民や観光旅行者等一人一人が生活安全の確保に関する知識を持つことが必要であることから、各種啓発事業を積極的に実施する。	毎年10月11日～20日までの10日間を京都市生活安全運動期間と定め、運動期間初日の10月11日を中心に、各区推進組織等を中心に街灯啓発や防犯パレードなどの啓発活動を実施している。また、運動期間開始に先駆けては、京都府警察、京都府、(公社)京都府防犯協会と共催で「安心安全まちづくり京都大会」を開催し、一人一人が安心安全について考える機会の創出に努めている。

7	文化市民局	くらし安全推進課	啓発・担い手育成	生活安全に関する講習会・研修会	平成11年度	地域の生活安全活動の核となる人材を育成することを目的として、生活安全についての専門的、実践的知識を体系的に修得するための講習会等を開催する。	各区推進組織等が各区の実情に応じて、特殊詐欺防止、子どもの安全などをテーマに講演会やイベントなどを実施している。 全市的な取組としては、毎年10月に「安心安全まちづくり京都大会」を開催している。
8	文化市民局	くらし安全推進課	啓発・担い手育成	市民しんぶんなどを通じた広報活動の推進	平成11年度	市民しんぶんやテレビ・ラジオ等の各種広報媒体を通じて、生活安全施策に関する広報を行うとともに、報道機関への情報提供を行う。	交通安全及び犯罪被害者支援の取組において、各種広報媒体を通じて、広く市民への広報・周知を行うとともに、広報発表による報道機関への情報提供を継続して行った。 ・ 防犯 毎年10月に開催の「安心安全まちづくり京都大会」の開催周知や、毎号の市民しんぶん、4コマ漫画にするなどして各種防犯・交通安全に関する啓発記事を掲載した。 ・ 交通安全 年4季の交通安全運動をはじめ高齢者の事故防止や自転車の安全利用の一斉啓発のための市民しんぶん(区版)への掲載、市政広報板掲示ポスター・街頭啓発用チラシの作成等を行い、交通安全知識の普及等に寄与した。 ・ 犯罪被害者支援 「いのちを紡ぐ週間」(5/21-27)及び「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)における支援事業並びに「犯罪被害者支援京都フォーラム」の周知のための市民しんぶん(全市版・区版)への掲載、市政広報板掲示ポスター・チラシの作成等を行い、「犯罪被害者支援」についての認知度向上に寄与した。
9	文化市民局 行財政局	くらし安全推進課 サービス事業推進室	啓発・担い手育成 対象別安全施策(観光旅行者など)	京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進	平成19年度	「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例(平成19年6月制定)」に基づき、路上喫煙等禁止区域(過料徴収区域)に市内中心部10路線を指定し、平成20年6月1日から区域内での違反者に対し1千円の過料を科している。平成22年7月1日に市内中心部の禁止区域(過料徴収区域)を拡大し、平成24年2月1日から京都駅地域、清水・祇園地域を禁止区域(過料徴収区域)に指定した。	・通行人に占める路上喫煙者の割合は、路上喫煙禁止区域では3か所いずれも1/5以下に減少。区域外も約1/4に減少。 ・過料処分件数は平成24年度をピークとして減少し、低い状況を維持している(平成24年度6,794件→平成30年度886件)。 ・路上喫煙等啓発推進員が、路上喫煙者に対して路上喫煙等に係る啓発活動を行った。(注意喚起実績:令和元年度(1月末時点)90件)
10	文化市民局	くらし安全推進課	啓発・担い手育成 対象別安全施策(観光旅行者など)	繁華街における飲食店等による客引き行為等対策の推進	平成27年度	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づき、客引き行為等禁止区域における客引き行為等を全面的に禁止するとともに、違反者に対する指導等を実施する。また、地域の商店会や地域団体等が客引き行為等の防止のために実施する自主的なパトロール等の活動に対し、合同でのパトロール実施や物品支給等による支援を実施する。	「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例(平成27年4月施行)」に基づき、祇園・河原町区域、東洞院錦小路区域、京都駅北側周辺区域及び私有地の敷地の一部を客引き行為等禁止区域(以下「禁止区域」という。)に指定し、禁止区域における客引き行為等の違反者に対して、条例に基づく指導等を行っており、また、地域の商店会等との合同パトロール等で連携を図ってきた。客引き行為等対策指導員については、条例施行時は3名であったが、平成29年4月から新たに5名増員して8名とし、指導等の体制の強化を図ってきた。 その結果、客引き行為者数については、条例施行前と比較すると、祇園・河原町区域においては約4割、東洞院錦小路周辺区域においては約9割と大幅に減少した。
11	文化市民局	地域自治推進室	啓発・担い手育成	地域コミュニティ活性化策の推進	平成20年度	地域のつながりの希薄化により、「地域力」の低下が危惧されている中、地域コミュニティを活性化するための地域の自主的な活動をより一層支援する。	「京都市地域コミュニティ活性化推進条例(平成24年4月施行)」及び「京都市地域コミュニティ活性化推進計画(平成24年5月策定、平成28年3月改定)」に基づき、地域コミュニティサポートセンターにおける支援、「地域活動ハンドブック等」の冊子やチラシ・ポスター等による啓発、地域活動支援(助成)など、自治会・町内会をはじめとする地域コミュニティの活性化に総合的に取り組んだ。

12	文化市民局	地域自治推進室	啓発・担い手育成	地域団体とNPO法人の連携促進事業	平成25年度	まちづくりの主体として活動してきた地域団体と、多様な分野において機動的かつ柔軟に対応していくことができるNPO法人の連携を促進し、各々のノウハウを活かした相乗的な効果を発揮させ、互いの活動を活性化させることで、地域課題の解決に取り組むとともに、地域コミュニティの活性化及びNPO法人の活動基盤の強化を図る。	(平成25年度)採択事業数:10 事業への寄附金総額:2,045千円 (平成28年度) " :8 " :1,578千円 (平成27年度) " :4 " :833千円 (平成28年度) " :4 " :896千円 (平成29年度) " :2 " :637千円 (平成30年度) " :4 " :845千円 (令和元年度) " :3
13	文化市民局	消費生活総合センター	啓発・担い手育成 犯罪や事故発生時の緊急体制	消費者教育・消費者相談事業 (消費者教育の推進、消費生活情報の発信、消費生活相談など)	昭和42年度	平成27年3月に策定した「ともに考え・学び・行動する 消費生活プラン(京都市消費者教育推進計画)」(以下「消費者教育推進計画」)に基づき、年齢階層やライフスタイルに応じた方法や場での消費者教育を推進する。また、消費生活情報の発信や消費生活相談など、消費者の自立、消費生活の安心・安全のための各種事業にも取り組んでいく。	主な消費者教育・啓発事業として、 ・「消費生活フェスタ」をはじめとする消費者教育イベント、(公財)大学コンソーシアム京都のコーディネート科目として、大学において消費者講座を開講、京都府・各種団体等との連携による消費者教育・啓発事業(消費者カパワーアップセミナー、子ども消費生活講座)、事業者に対する出前講座などを実施してきた。 ・また、消費生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧を年2回実施し、「京・くらしの安心安全情報」については年6回発行してきた。その他、センターホームページ、フェイスブック、ツイッター等、様々な媒体を用いた情報発信を行っている。 ・消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座を実施するほか、地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京・くらしのサポーター」との協働による区民ふれあい祭り等についてを推進している。 ・その他、高齢者等の見守りを行う各地域包括支援センター、地域団体等とこれまで以上に連携強化を図るため、積極的に各行政区で実施されている権利擁護ネットワーク会議に参画している。
14	保健福祉局	医務衛生課	啓発・担い手育成	薬物乱用防止啓発事業の推進	平成11年度	大麻、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ及びシンナー等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用防止講習会の開催や啓発ポスターの掲示等による普及啓発を行う。	令和元年度までに薬物乱用防止啓発講習会に計38回講師として出席。啓発ポスターは、毎年度作成し、小中学校、高校、大学、関係機関・団体へ配布している。薬物事犯については、平成23年度頃から危険ドラッグが登場したが、平成26年度には取締りが強化された。現在では、危険ドラッグに代わり、大麻の乱用が拡がっている。引き続き、薬物乱用の撲滅に向け、市民ぐるみ・地域ぐるみで薬物乱用を許さない地域づくりを今後も推進するため、普及啓発を実施していく必要がある。
15	消防局	予防課	啓発・担い手育成	放火防止対策の推進	平成13年度	常に火災原因の上位である放火火災を減少させるため、あらゆる機会を通じて放火火災防止に関する意識の高揚を図り、地域住民、事業所、行政機関等が一体となって「放火されないまちづくり」を推進する。	平成23年度に41件であった放火火災が、平成27年11月に火災予防条例に放火防止の取組を規定、平成28年度から「放火対策プロジェクト」を開始したことなどの結果、放火火災は減少を続け、令和元年度は16件と平成以降最も少ない件数となった。
16	教育委員会	学校地域協働推進担当	啓発・担い手育成 対象別安全施策(子ども・若者)	子どもの携帯情報通信機器(スマホ・ゲーム機等)利用に関わる啓発	平成20年度	子どもの命や生活に関わる「携帯情報通信機器(スマートフォン・ゲーム機等含む。)」の課題解決に向け、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、市民ボランティア「情報モラル市民インストラクター」をはじめ、保護者、学校、事業者等と連携して、各地域・学校等で周知・啓発活動を展開する。	【事業実績】 情報モラル市民インストラクターによる啓発講座 平成23年度 39回、平成24年度 46回、平成25年度 55回、平成26年度 65回、平成27年度 75回、平成28年度 66回、平成29年度 56回、平成30年度 64回 【評価】 講座終了後に回収するアンケートでは参加者の満足度は高い傾向にあり、保護者等に向けた啓発が広がりを見せている。また、これまでは小学生の保護者向けに多く実施していたが、スマホ利用の低年齢化など、昨今の状況を踏まえた新たな乳幼児保護者向けのコンテンツを作成し、令和2年度から本格実施予定を予定している。

17	総合企画局	総合政策室	市民の自主活動	「輝く学生応援プロジェクト」の展開	平成22年度	キャンパスプラザ京都1階を、様々な活動を行う学生の交流・連携の拠点(「学生の活動拠点＝学生Place+」)としてリニューアルし、学生が、大学の枠を超えて実施する。京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、活動場所の提供や専門職員による助言など総合的な支援を行う。	キャンパスプラザ京都1階を、様々な活動を行う学生の交流・連携の拠点(「学生の活動拠点＝学生Place+」)としてリニューアルし、学生が、大学の枠を超えて実施する。京都のまちの活性化につながる活動や社会貢献活動に対し、活動場所の提供や専門職員による助言など総合的な支援を行った。
18	文化市民局	くらし安全推進課	市民の自主活動	学区の安心安全ネットワーク継続応援事業(補助金、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出し)	平成23年度	平成22年度までに市内全学区で立ち上がった学区単位のネットの活動を支援するため、補助金の交付、防犯活動支援物品(防犯用具)の貸出しなどを実施する。	学区の安心安全ネットワーク組織については定着し、その活動を維持するため支援を継続して行っていた。 ①及び②については、制度創設当時は活用があったものの、平成25年頃から活用が減少し、④の補助金や「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の開始・発展により、需要がなくなった。 ③については、各区の区民まつり等での啓発やくらし安全推進課と合同での街頭啓発など、年に3～4回は合同で活動するようになり、防犯活動への学生の力の取込みも定着した。 ④は、「区民提案・共済型まちづくり支援事業」予算を活用し、学区の安心安全ネットワークで取り組まれる、防犯、地域福祉、防災、子どもたちの安全対策など、身近な安心安全確保のための活動に対し補助金を交付しているものである。補助金交付額・交付件数も増え、制度創設時と比較して、共に約1.7倍となり(H23:77件、4,547千円→H30:90件、7,685千円)、安心安全ネットワークの活動支援に寄与している。
19	文化市民局	くらし安全推進課	市民の自主活動	学生防犯ボランティア・ロックモンキーズとの防犯合同啓発	平成23年度	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」(京都府警察が設けている学生防犯ボランティア登録制度)の学生たちと共に、啓発、防犯パトロール、その他の防犯活動を行う仕組みを設けることで、学区の安心安全ネットの活動を応援する。	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」に対し、活動拠点施設を提供し、「学生防犯活動事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付することで、活動を支援している。街頭啓発、防犯パトロール、防犯教室など学生が自主的に行う活動に加え、各区において実施されるイベント等での合同啓発や、全市民的なイベント(「いのちを紡ぐ週間」における街頭合同啓発など)においても随時合同で実施している。
20	文化市民局	くらし安全推進課	市民の自主活動 対象別安全施策(子ども・若者) 対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(女性) 対象別安全施策(観光旅行者など)	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」	平成27年度	市民生活の一層の安心安全の実現と、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等の開催を見据え、観光旅行者等の安心安全の向上を図るため、市民、観光旅行者等が安心して生活し滞在することができる「世界一安心安全・おもてなしのまち京都」を目指し、京都市と京都府警察が、市民、事業者等との連携により、各行政区において地域の特性、課題に応じた安心安全向上に向けたソフト・ハード両面の取組を協働して推進する。	平成26年に京都市と京都府警察が協定を締結して以降、全市的には、取組の指針となる「全市版運動プログラム」に基づき、京都市が誇る「地域力」「人間力」を最大限に活かし、京都ならではのまちの防犯力向上や、特殊詐欺等緊急的な対策を講じる必要のある犯罪等への取組を推進した。 各区では推進協議会を立ち上げ、警察署や関係部局等と連携しながら、それぞれの現状や課題に応じた安心安全向上のための具体的な取組計画となる「区版運動プログラム」を策定し、取組を推進した。 高齢者や子ども等への犯罪防止啓発、地域の防犯活動の支援、防犯意識の醸成を図るイベントの実施等、様々な取組の結果、全区で518団体(地域団体、大学、企業等)が参加する市民総ぐるみの運動に展開し、刑法犯認知件数は協定締結前と比較して半減(平成25年:21,326件→令和元年:10,405件)するなど、大きな成果を挙げた。
21	文化市民局	共生社会推進室	市民の自主活動 対象別安全施策(子ども・若者) 対象別安全施策(女性) 被害者支援	配偶者等からの暴力の根絶	平成13年度	平成23年10月に開設した京都市DV相談支援センターを中核的施設として、相談や自立支援等に取り組むとともに、配偶者間などにおける暴力を許さない社会づくりのための啓発を行う。	・平成23年10月に京都市DV相談支援センターを設置し、女性被害者のみ対象での相談・支援業務を行ってきた。平成30年度の京都市DV相談支援センター延べ件数は、開所当初の約1.5倍に当たる開所以来最多の5,788件となった。児童相談所や区役所をはじめとする関係機関と連携協力を行いながら支援に当たっている。 ・男性のためのDV電話相談を開設し、DVIに悩む男性被害者や加害者の相談に対応してきた。(平成25年度～) ・補助金制度により、民間シェルター等への助成を実施し、交付団体によってDV被害者の安全確保等が行われた。(平成23年度～) ・DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を実施し、DV被害者の自立生活実現に寄与した。(5月、7月、10月、1月)(平成24年1月～)。 ・被害者の早期発見による被害の深刻化を防ぐため、初期の相談に対応する関係者等を対象としたDV予防講座を実施し、学生など若年者を含む幅広い年齢の市民にDVIに関する正しい知識を周知した。(平成25年度～)

22	文化市民局	地域自治推進室	市民の自主活動	いきいき市民活動センターの運営	平成23年度	市民公益活動はもとより、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、既存の市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。	いきいき市民活動センター(市内13箇所)では、情報の発信、市民活動に資する情報の提供など、指定管理者の特長や地域性に応じた独自の活動に積極的に取り組んでいる。その結果、貸館利用件数は、開設以来、年々増加しており、平成30年度の件数は、開設当初の平成23年度と比較すると、約2.9倍に増加している。 (平成30年度実績) ・利用件数 貸館利用:44,267件 高齢者ふれあいサロン:20,908人
23	文化市民局	地域自治推進室	市民の自主活動	市民活動総合センターの運営	平成15年度	市民による自主的なまちづくり活動が一層促進されるよう、特定分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図る。	市民活動の総合的な拠点として、来館のみならず、多様な媒体を利用して広く情報発信を進めている。 また、相談、講座にも力を入れており、NPO活動の底上げにも努めている。 (平成30年度実績) ・来館者数 84,294人 ・HPアクセス数 129,376件、市民活動情報閲覧数 198,889件 ・インフォメーションサービス登録数 1,244団体 ・相談数 1,050件 ・講座等参加者数 824人(42回)
24	文化市民局 産業観光局	地域自治推進室 林業振興課	市民の自主活動	野生鳥獣対策	平成18年度	猿等の野生鳥獣による生活環境被害への対策について、野生鳥獣の追い払いや地域住民が主体となった自主防除組織の設立、活動支援等を行う。また、平成19年度からはアライグマによる生活環境被害について、特定外来生物法に基づく防除を実施している。	サル等の野生鳥獣による生活環境被害に対し、以下の対策を行った。 (1) 自主防除組織の設立、活動支援 (2) 自主防除活動に必要な追払い物品(花火、かんしゃく玉等)の提供 (3) 専門家(野生鳥獣保護管理協議会等)への追払い委託 (4) アライグマの防除 ※ 自主防除組織は、北、左京、山科、洛西の4地域に加え、平成30年に東山、令和元年に西京で発足し、現在は6地域で活動している。
25	上下水道局	総務課	市民の自主活動 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	水道水・雨水で花いっぱい！	平成27年度	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の一つである「花いっぱい・やさしさあふれる美しいまち運動」等と連携し、水道水・雨水を使って花や緑を育てることを呼び掛ける。	「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に取り組む文化市民局や各区役所・支所をはじめ、緑化に関する事業に取り組む部局や市民団体等とも連携し、水道水・雨水を活用した花と緑いっぱいのまちづくりを推進した。 また、水道水だけでなく、雨水を活用し、花や緑を育てていくことを通じて、浸水被害の軽減にもつながる雨水貯留タンクの設置についてもPRを行った。
26	各区役所・支所	—	市民の自主活動	各区役所・支所における安心安全に関する施策の推進	—	平成24年度に創設した「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」等を活用し、各区役所・支所の地域特性に応じた施策を展開する。	事業概要に記載のとおり、各区役所・支所の地域特性等に応じた事業を実施した。
27	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	対象別安全施策(子ども・若者)	子ども・若者総合支援事業	平成22年度	ニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する30歳代までの子ども・若者やその御家族を支援するため、平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、幅広い分野の関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施する。	1 子ども・若者総合相談窓口及び子ども・若者支援地域協議会の運営 【総合相談窓口相談件数】H23:284件→H30:611件 【協議会による支援件数】H23:75件→H30:98件 強調月間に集中的な広報活動を行う等の結果、窓口の存在が浸透し、相談件数の増につながった。 2 NPO等民間団体の子ども・若者支援促進事業の実施 NPO等が実施するピア交流事業、社会体験活動事業及び安心ジョブチャレンジ事業に対して助成 3 普及啓発活動の実施 ・相談のしおりの中学高等学校等での配布、総合相談窓口のチラシ等の区役所等での配架など 4 NPO等民間団体及び公的支援機関の支援者への研修実施 H23～H30で計30回開催、延べ1,273人が受講し、支援者の資質向上に寄与した。

28	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	対象別安全施策(子ども・若者)	有害環境の浄化活動の推進	—	青少年の育成環境の改善を図るため、青少年育成団体が実施する非行防止、犯罪予防、有害環境浄化活動などの事業に対して助成・支援を行うとともに、青少年の非行問題に取り組む活動や社会を明るくする運動など、地域団体の取組支援を行う。	1 少年を明るく育てる京都市大会 内閣府主催の「青少年の非行・被害防止全国強固月間」(7月)に呼応し、京都市少年補導委員会や京都府少年補導連絡協議会等が主催する大会に本市から参加し、少年補導・育成団体等と連携して青少年の非行防止や健全育成を広く市民にアピールした。 開催時期:毎年6月頃 場 所:京都府立体育館(平成24年度以前は円山音楽堂) 参加者:約3,000名 2 社会を明るくする運動 “社会を明るくする運動”京都市推進委員会(委員長:京都市長)主催でセレモニーを行った後、河原町通を市役所付近までパレードすることにより、市民への啓発を行った。 開催時期:毎年9月 場 所:京都市総合教育センター 永松記念ホール 参加者:約400名
29	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	対象別安全施策(子ども・若者)	青少年活動センターにおける取組の推進	平成13年度	平成23年3月に策定した「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」に基づき、7箇所の青少年活動センターが青少年の自主的活動の拠点として、また、人とのふれあい、交流の拠点として、地域の様々な団体との関係を構築し、各種のNPOや青少年育成団体などの活動情報を集約・再発信することでも、青少年を事業に誘導する役割を担うとともに、各種団体と協働して地域特性を生かした特色ある事業を展開していく。	青少年活動センターでは、「居場所機能」、「育成機能」、「相談機能」の基本的機能と、センターごとに設定したテーマに基づき、地域特性を生かした特色ある事業展開をしてきた。 ＜各センターのテーマ＞ ・中央 総合相談の窓口と市民参加の促進 ・北 地域・環境への気づきと行動支援 ・東山 創造表現活動をサポート ・山科 若者の地域交流と地域問題への参加 ・下京 スポーツを通した若者の地域参加 ・南 一歩を踏み出すための居場所づくり ・伏見 多文化共生と若者参加の地域づくり 地域交流事業数は1.3倍(H23:50事業→H30:63事業)となり、同事業を含む青少年活動センターの事業参加者数は6千人増加(H23:117千人→H30:123千人)した。 さらに、全センターの利用者数が約1.2倍に増加(H23:431千人→H30:528千人)するなど、青少年が子どもから責任ある大人へと成長していくことを支援する拠点として重要な役割を担っている。
30	子ども若者はぐくみ局	育成推進課 子ども家庭支援課はぐくみ創造推進室	対象別安全施策(子ども・若者) 対象別安全施策(女性)	子どもの虐待対策事業の充実	—	児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な被虐待児の保護及び自立支援、親子の再統合促進等の家庭環境改善のための指導及び支援を行うため、児童相談所と各行政区域での児童の問題に関わる保健福祉センターが役割分担のもと、連携した取組を実施する。	「子どもと共に育む京都市民憲章(愛称:京都はぐくみ憲章)」を掲げ、子ども・子育て支援、青少年育成を軸に児童虐待防止等、憲章の理念につながる取組の推進及び啓発等を実施している。 令和元年度から、児童相談所及び各区役所・支所子どもはぐくみ室における機能強化を行うため、合計29名の増員を行うとともに、これまで児童相談所が主担当機関として一元的に対応してきた児童虐待通告への対応のうち、地域での子育て支援サービスや家庭への寄り添い支援が必要な場合には、市民に身近な子どもはぐくみ室が主担当機関になるよう、役割分担を変更した。 各区役所・支所子どもはぐくみ室において、従来位置付けていた「子育て世代包括支援センター」に加え、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」として位置付けるとともに、児童相談所においても、2,346件(令和2年1月末時点)の児童虐待通告へ対応している。 複数の機関で支援を行うためのネットワークである要保護児童対策地域協議会においても、実務者会議(開催回数55回:令和2年1月末時点)へ新たに教育委員会指導部生徒指導課指導主事が参加するとともに、より深い協議を行うよう運営を行っている。
31	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室	対象別安全施策(子ども・若者)	保育園(所)等における安全確保について	—	保育園(所)等における子どもの安全確保や安全教育的取組を推進する。	保育園等における安全対策については、各園への指導、通知、研修会の開催など徹底した取組を実施している。 交通安全対策については、子どもの発達に合わせた交通安全教育を計画的に実施している。 事故防止については、平成28年度に事故防止及び万一に事故の際の検証のためビデオカメラ設置に係る補助を実施し、平成30年度に保育園等に対して事故防止に必要な機器に係る補助を実施し、市営保育所においても同様の対策を行った。 防犯対策については、平成28年度に非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等の整備に対し補助を実施した。

32	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	対象別安全施策(子ども・若者)	京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの運営	平成16年度	子どもたちが安全かつ健やかに育成することができる社会の形成に資するため、子育てに関する保健医療上の課題の解決に向け、保健医療相談や子どもの事故防止普及など保健医療の観点から総合的に取り組む。	子どもセーフティハウスの見学等の体験学習を通じて、子どもの事故予防に関する知識の普及を図ってきた。また、来館者のみならず、「子どもの事故防止実践マニュアル」及び「子どもの事故の応急手当マニュアル」を4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に「出産お祝いレター」とともに届け、乳幼児の事故防止の普及強化を図ってきた。 さらに、平成30年度に開設したこどもみらい館(3階ロビー)にて事故予防啓発コーナーにおいて、来館者に「窒息」「転倒・転落」「洗濯機による事故」「誤飲」についての事故防止を啓発した。また、平成30年度から開始した子どもの事故予防のための乳幼児の健康教室や出張講座についても、周知に努め、子どもの事故予防の強化に取り組んでいる。
33	上下水道局	お客さまサービス推進室 総務課	対象別安全施策(子ども・若者) 交通安全	こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール	(公用車)平成16年度 (腕章)平成17年度	犯罪等の抑制を目的として、水道メーターの検針等の現場作業時に従事者が、「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に着けるとともに、上下水道局の公用車に同内容のステッカーを貼付している。	事業概要に記載のとおり、事業を実施した。
34	教育委員会	総合育成支援課	対象別安全施策(子ども・若者)	医療的ケア実施体制の整備・充実	平成23年度	京都市立総合支援学校等における児童生徒への医療的ケアのより安全な実施に向け設置した「総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議」において、ヒヤリハット事象の共有化やガイドラインの整備を図ることにより、総合支援学校等における児童生徒への医療的ケアのより安全・安心な実施に向け、取り組む。 また、総合支援学校教員等が医療的ケアを実施するための法定研修を企画・実施する。	・京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議(平成26年1月に「総合支援学校等医療的ケア安全管理委員会」から名称変更)を年1、2回開催した。 ・平成25年度から、総合支援学校の教員を対象に「京都市立総合支援学校教員等医療的ケア実施研修」の基本研修及び実地研修を実施した。 ・総合支援学校医療的ケア安全管理部会を年2回開催し、ヒヤリハット事象の分析、学校間での情報共有を図る研修会を実施した。 ・平成29年度から3年間、文部科学省「学校における医療的ケア実施体制構築事業」の研究委託を受け、高度な医療的ケアに対応するための実施マニュアルの作成に向けたワーキンググループを立ち上げ研究を進める等、体制整備に向けた取組を実施した。
35	教育委員会	生徒指導課	対象別安全施策(子ども・若者)	ケータイ教室	平成19年度	学校教育の中で、より一層子どもたちが携帯電話の危険性と依存性を正しく認識し、危険から身を守る力をつけるとともに、教職員や保護者も子どもたちを取り巻く実態について学ぶ機会として、携帯電話会社の協力により実施している。	平成23年度からは、対象学年を小学4年生から小学3年生からに広げ、NTTドコモ関西及びKDDI株式会社との2社と連携して実施。 平成25年度からは、KDDI株式会社の協力のもとに実施している。 令和元年度実施校(延べ校数) 195校 (平成30年度 176校)
36	教育委員会	生徒指導課	対象別安全施策(子ども・若者)	非行防止教室	平成19年度	少年非行、児童生徒の暴力行為及びいじめ等の課題解決に向け、京都府警察本部少年課少年サポートセンターの協力の下、子どもの規範意識を育むため、講師として学校に招いた警察官又はスクールサポーターが授業を行う。	平成24年度から全小・中・高等学校で実施している。平成24年12月から、4年生からとしていた小学校の対象学年を2年生からに広げ、令和元年度から、中・高のテーマに「性課題」を加えるなど、内容の充実を図っている。
37	教育委員会	体育健康教育室	対象別安全施策(子ども・若者)	地域ぐるみで子どもを守る安全対策等の推進	平成16年度	学校敷地内や通学路などでの子どもの安全を確保するため、学校・家庭・地域・警察等関係機関との連携のもと、総合的、系統的な子どもの安全対策等を推進する。	1 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施 (1) スクールガード・リーダー(14名)による小学校区の巡回の継続 (2) 京都府警察本部から講師を招き、学校安全ボランティア講習会を開催 2 「学校安全ボランティア」などによる子ども見守り活動の支援 (1) 地域住民や保護者等がボランティアとして参画 (2) 「学校安全ボランティア」感謝状を個人1、120名・団体は282団体に対して贈呈 3 ボランティア保険の加入 平成19年度から加入費用を京都市で負担
38	教育委員会	体育健康教育室	対象別安全施策(子ども・若者)	幼稚園、学校における安全確保や安全教育の強化	—	子どもが健康で安全な生活を営むために必要な生活習慣や態度を養い、心身の調和の発達を図るため、不測事態の危険回避能力を養う等の安全教育の充実を図る。	1 小・中学校「安全ノート」及び教師用指導資料の作成・配布 2 小学校新1年生及び保護者向け安全リーフレットの作成・配布 3 交通安全指導用器材(自転車、模擬信号機等)を各校へ巡回貸出し 4 自転車交通安全教育プログラムの活用促進 5 中学校の自転車交通安全教育指導教材「京都の道で学ぶ自転車交通安全」及び指導案の作成

39	教育委員会	体育健康教育室	対象別安全施策(子ども・若者)	通学路安全対策の推進	—	地域関係団体やPTA、警察機関等との連携により、児童・生徒等の安全な通学を確保するという観点から、地域の交通情報や道路等の条件を勘案して設定している通学路において、地域ぐるみで交通安全及び防犯対策指導を実施する。	1 地域住民や保護者等の協力による地域ぐるみの「学校安全ボランティア」の活動。 2 各校における「安全マップ」の作成・更新。また、それに基づく継続的な指導。 3 警察署、PTA、地域関係団体等とともに、各小学校単位で設置する「児童交通安全対策連絡会」における交通安全に関する取組の実施。 4 所轄警察署等と協力した「交通安全教室」及び「自転車交通安全教室」の実施。 5 就学前の新1年生保護者に対する交通安全の啓発。 6 「京都市通学路交通安全プログラム」に基づいた、通学路の安全対策。
40	教育委員会	体育健康教育室	対象別安全施策(子ども・若者)	シンナー等吸引・薬物乱用防止対策の推進	平成12年度	国において、平成30年8月「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が策定され、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することが求められている状況を踏まえ、本市では、全市立小学校・中学校・小中学校及び高等学校において「薬物乱用防止教室」を継続的に実施する等、薬物乱用防止教育の一層の推進に努めている。	(1) 教職員研修の実施等 薬物乱用防止教育にかかる教職員研修の実施とともに、保護者用啓発チラシを配布 (2) 「薬物乱用防止教室」の推進 全小学校・中学校・高等学校において「薬物乱用防止教室」を実施 (3) 「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」防煙教室の実施 中学校を対象に、「NPO京都禁煙推進研究会」等との連携のもと、医師や保健師等の専門家による講義や体験型の学習等の喫煙防止教育を実施(実施校数:37校) (4) 薬物乱用防止教育スタンダード 学校での薬物乱用防止教育を担う教員の指導力の向上及び講師の拡充をより一層図り、児童生徒の発達段階に応じた取組を、各教科及び学校での様々な教育活動で体系的に実施し、取組を充実させるため、令和2年1月に「薬物乱用防止教育スタンダード」を作成し、全校に配布
41	環境政策局	まち美化推進課	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	ごみ収集福祉サービス(まごころ収集)	平成19年度	本市が定期的に収集している5種類のごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ類)を所定のごみ集積所まで排出することが困難な要介護高齢者、障害のある市民を対象に、まち美化事務所の収集員が当該世帯の玄関先等まで伺い収集する。	平成23年度2,152世帯 平成24年度2,305世帯 平成25年度2,602世帯 平成26年度3,006世帯 平成27年度3,279世帯 平成28年度3,876世帯 平成29年度3,813世帯 平成30年度3,927世帯 令和元年度3,989世帯(令和元年12月末時点) 真にサービスを必要としている方が利用できるよう、機会あるごとに広報・周知に努めてきた結果、令和元年度においては、12月末時点で昨年度を上回る利用世帯数となった。
42	保健福祉局	障害保健福祉推進室	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	みやこユニバーサルデザインを踏まえたまちづくりの推進	平成17年度	京都市みやこユニバーサルデザイン審議会を通して、障害のある方に限らず、高齢者や外国人など様々な方から意見を聴くことにより、年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、利用者の安全面にも配慮しながら、最初からだれもが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を行っていく。	困ったときに周囲の人へ見せることで必要な支援を受けやすくする「京都市版ヘルプカード」を令和元年8月に作成し、区役所・支所等で、希望される方に配布を開始した。(令和元年1月末現在:24,000部配布) また、鉄道駅舎や市役所本庁舎など不特定多数の市民が利用する一定の施設の新築や大規模改修について、だれもが利用しやすいよう、工事着手前(設計が決定する前)にみやこユニバーサルデザイン審議会委員で構成する「利用しやすい施設づくり部会」で意見を聴取するとともに、工事完了後においても現地での事後検証を実施した。(平成23年度～令和元年度の部会回数:17回)
43	保健福祉局	介護ケア課 障害保健福祉推進室	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	京都市成年後見支援センターの運営	平成24年度	成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者や知的障害のある方等をサポートするため、長寿すこやかセンター内に「成年後見支援センター」を設置し、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行うとともに、意欲のある市民を対象に市民後見人を養成し、市民の制度利用の促進を図る。	成年後見支援センターでは、同制度に関する相談から利用に至るまでの一貫した支援を行うとともに、意欲のある市民を対象に市民後見人養成講座を開催し、令和元年度は14名が修了した。 また、同センターでの制度に関する相談実績は平成30年度1,000件であり、令和元年度はこの実績を超えることを想定している。

44	保健福祉局	健康長寿企画課	対象別安全施策(高齢者)	認知症地域支援推進員の配置	平成24年度	認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、また、高齢サポート(地域包括支援センター)等へ認知症介護や医療に関する助言を行う認知症地域支援推進員を配置し、高齢者福祉の増進を図る。	認知症地域支援推進員を本庁(健康長寿企画課)及び長寿すこやかセンターに配置し、若年性認知症も含めた全庁的な認知症支援体制の構築・展開を図った。 ■認知症地域支援推進員の配置(3名)[24年度～本庁2名、30年度～長寿すこやかセンター1名] 【主な実績】 ○「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」の実施による地域支援体制の構築支援(若年性認知症支援のための研修の実施、認知症フォーラムの開催等) ○「認知症地域支援推進ニュース」の発行による地域包括支援センター等への情報提供(年3回発行) ○認知症の人と家族を支える地域の人材や独自の取組についての情報収集(行方不明対応模擬訓練等の参加) ○国が実施する認知症地域支援推進員研修等を含む各種研修の受講 ○認知症初期集中支援事業(認知症初期集中支援チームの設置・運営)の円滑な実施支援 ・事務局チーム員への助言・指導 ・認定チーム員(地域包括支援センター)への事業説明 ・各チーム員会議への参画 ・地域包括支援センター職員(認定チーム員)への伝達研修の実施
45	保健福祉局	介護ケア課 障害保健福祉推進室	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	高齢者・障害者権利擁護推進事業	平成12年度	認知症高齢者や障害のある方々が権利を守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くために、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、関係団体の連携のあり方などについて検討するとともに、市民や福祉関係職員への啓発等、権利擁護施策の推進を図る。	認知症高齢者や障害のある方々が権利を守られ、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くために、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を毎年度開催している。(令和元年度は令和2年3月に開催予定) また、成年後見セミナー、成年後見制度の講座も実施し、広報啓発を行っている。
46	保健福祉局	介護ケア課 障害保健福祉推進室	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	緊急通報システム事業の推進	平成2年度	在宅のひとり暮らし高齢者等に、急病や災害など突発的な事態が発生した場合に、地域社会のネットワークで迅速な救援体制をとることができるシステムを整備する。具体的には、緊急時に救援活動が行える組織や人(消防局指令センター・近隣住民)を事前に登録しておき、火災などの突発的な事態が発生した場合に貸与しているペンダント等のボタンを押すことにより、消防局指令センターに自動的に通報され、指令を受けた所管消防署からの救急車、消防車の出動や、近隣住民の協力によって救援活動を行う。また、通報装置にある相談ボタンを押すと、相談センターに自動的に通報され、保健師又は看護師の資格を持つ専門の相談員が24時間体制で「保健・健康に関する相談」に応じている。	対象別安全施策(高齢者) 本事業は、平成24年度に利用料の見直しによる格差の緩和、緊急通報システム事業の対象となる回線の増加等を行ったが、高齢者数が増加しているにもかかわらず稼働数が減少している状況にある。(平成23年度末時点では10,398台(高齢者分)設置していた緊急通報システムであるが、携帯電話等の通信手段の普及や近隣協力員の確保が困難であることから平成30年度末時点では、5,966台(高齢者分)の設置に留まっている。) しかし、高齢者等の生活上の不安を解消し、自立した生活を支援するための施策として極めて有効であることから、今後も引き続き、制度の周知に努め、本事業が必要な方に対してサービスの提供を進めていく。
47	保健福祉局	健康長寿企画課	対象別安全施策(高齢者)	老人福祉員設置事業の推進	昭和49年度	老人福祉員が、ひとり暮らし高齢者等を訪問し、安否の確認、話し相手、連絡等を行い、地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。	老人福祉員(定数1,472名)が、民生委員や高齢サポート(地域包括支援センター)等の関係機関・団体と連携し、ひとり暮らし高齢者等を対象とした訪問活動による安否確認や、福祉施策等の普及・啓発及び情報提供等を行った。 ・把握しているひとり暮らし高齢者数:44,185人 ・訪問しているひとり暮らし高齢者数:32,997人(令和元年11月現在)
48	保健福祉局	健康長寿企画課	対象別安全施策(高齢者)	一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業	平成21年度	高齢者福祉に関心のある市民を、地域の高齢者への目配りを中心としたボランティア活動に携わる「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録し、高齢サポート(地域包括支援センター)と連携することにより、既存の地域ネットワークの更なる充実と、一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整備する。	高齢者福祉に関心のある市民を、地域の高齢者への目配りを中心としたボランティア活動に携わる「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録し、高齢サポート(地域包括支援センター)においてサポーターを対象とした学習会の実施等に取り組んだ。 ・サポーター登録者数:13,614人(令和2年2月1日現在) ・学習会開催件数:55回(平成30年度実績)

49	保健福祉局	健康長寿企画課	対象別安全施策(高齢者)	高齢者あんしんお出かけサービス事業～小型GPS端末機の貸出～	平成13年度	認知症高齢者のいる世帯へ小型GPS端末機を貸与する事業であり、認知症高齢者が外出し、戻れなくなったときに、身に付けている小型GPS端末機からの電波を受信することで当該高齢者の位置を特定し、家族等に速やかに現在位置を知らせることにより、未然に事故等を防止し、認知症高齢者とその家族等が安心して暮らせる環境を整える。	■小型端末機(GPS／PHS)の貸出し[13年度～] ※H29からGPS端末に一本化 【実績】 ・平成23年度 検案件数272件, 登録者数95人(年度末時点) ・平成24年度 検案件数153件, 登録者数89人(") ・平成25年度 検案件数173件, 登録者数72人(") ・平成26年度 検案件数 90件, 登録者数81人(") ・平成27年度 検案件数104件, 登録者数68人(") ・平成28年度 検案件数106件, 登録者数80人(") ・平成29年度 検案件数147件, 登録者数71人(") ・平成30年度 検案件数 81件, 登録者数73人(") ・令和元年度 検案件数 51件, 登録者数87人(令和2年1月末時点)
50	保健福祉局	健康長寿企画課	対象別安全施策(高齢者)	～地域で気づき・つながり・支える～ ～認知症総合支援事業	平成25年度	認知症の早期発見・早期相談・早期診断による連続性のある支援を推進するため、京都市版認知症ケアパスの普及・啓発や、地域における医療・介護等関係機関の連携体制構築に向けた取組支援等により、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を進める。	【実績】 ○認知症？「気づいて相談！」チェックシートの作成[25年度] ○認知症相談支援ガイドブックの作成[25年度] ○認知症ライフサポート研修モデル事業[25年度] ○若年性認知症支援事業の実施[25年度～] ○認知症フォーラムの実施[25年度～] ○認知症市民啓発等事業の実施[25年度～] ○認知症対応 地域支援推進モデル事業の実施[25, 26年度] ○京都市版認知症ケアパスの作成・活用[26年度～] ○認知症高齢者行方不明対応支援事業[27年度～] ○京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」の策定・運用[27年度] ○認知症初期集中支援事業[28年度～](認知症初期集中支援チームの設置・運営 ※R1.7.1全市展開)
51	保健福祉局	健康長寿企画課	対象別安全施策(高齢者)	認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業	平成18年度	1 地域や職場等での認知症に関する正しい理解や対応方法の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成する。 2 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行う認知症サポート医を養成する。また、認知症サポート医が講師となり、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を行う。さらに、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を行う。	【1 実績】 ○認知症サポーター講座の実施[18年度～] ・認知症サポーター養成数: 89,305人(※平成23年～令和元年12月末までの養成者) 【参考】127,456人(平成18年度から令和元年12月末までの累計値) ○キャラバン・メイトの養成・登録[18年度～] ・登録者数: 1,015人(※平成23年～令和元年12月末までの登録者) 【参考】2,712人(平成18年度から令和元年12月末までの登録者) ○認知症サポーター・ステップアップ(アドバンス)講座の実施[23年度～] ・受講者448人(※開始～令和元年12月末までの登録者) ・うち登録者数: 293人(※開始～令和元年12月) 【2 実績】 ○認知症サポート医の養成[18年度～] ・認知症サポート医養成数: 75人(※平成23年～令和元年12月末までの養成者) 【参考】86人(平成18年度から令和元年12月末までの累計値) ○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施[18年度～] ・受講者数: 866人(平成23年度から令和元年12月末までの受講者) 【参考】1,392人(平成18年度から令和元年12月末までの受講者) ○認知症サポート医フォローアップ研修の実施[24年度～] ・受講者数: 290人(※開始～令和元年12月末までの受講) ○病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施[28年度～] ・受講者数: 889人(※開始～令和元年12月末までの受講)

52	保健福祉局	介護ケア課	対象別安全施策(高齢者)	高齢者虐待防止事業	平成18年度	高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できる地域社会の構築を目指し、高齢者虐待の早期発見・早期対応を目的として、高齢者虐待についての市民の理解を深めるとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者に対し、虐待を受けたあるいは受けているおそれのある高齢者に対する支援や虐待の防止等に関する研修会等を開催する。	高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できる地域社会の構築を目指し、高齢者虐待の早期発見・早期対応を目的として、高齢者虐待についての市民の理解を深めるとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者に対し、虐待を受けた、あるいは受けているおそれのある高齢者に対する支援や虐待の防止等に関する研修会等を開催している。(毎年度、市民向けの講演会、関係者向け(老人福祉員等)研修を開催している。)
53	保健福祉局	介護ケア課	対象別安全施策(高齢者)	京都市高齢者虐待シェルター確保事業	平成20年度	介護保険の要介護認定で要支援又は非該当(自立)と認定され、施設サービスを利用できない高齢者が、養護者等による虐待又は同等程度の緊急事態であると認められる場合に、緊急に避難できる居室を確保する。	本市における高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待認定件数は増加しており、本事業の利用者も平成23年度には8件であったが、平成29年度は16件となった。 (平成30年度 8件、令和元年度は上半期 6件) 平成29年度には対象者要件を見直し、利用期間の延長や費用負担の軽減も図っており、今後も引き続き、高齢者の安全を確保するため事業を実施する。
54	都市計画局	建築審査課	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	建築物のバリアフリー化	昭和51年度(福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱)、平成7年度(京都市人にやさしいまちづくり要綱)、平成16年度(バリアフリー条例)	学校や病院、図書館、店舗、飲食店など多くの人が利用する建築物を、お年寄りや身体に障害のある方、子どもや妊娠中の方も含め、誰もがともに利用しやすい建築物にするために、建築物等の新築や増改築を行う際のバリアフリーに関する整備や手続を義務付けている。	・バリアフリー条例に基づく協議書交付件数の実績 H23:492件、H24:508件、H25:558件、H26:560件、H27:613件、H28:854件、H29:845件、H30:823件、R1(12月時点):586件 ・バリアフリー条例に基づく検査済証交付件数の実績 H23:357件、H24:434件、H25:497件、H26:498件、H27:402件、H28:506件、H29:595件、H30:538件、R1(12月時点):402件
55	都市計画局	従学政策課	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成事業	平成22年度	高齢者や障害のある方をはじめとする全ての市民が暮らしやすい良好な住宅ストックの形成及び安心して暮らせるすまいづくりの推進を目的として、分譲マンションの共用部分における段差の解消など、バリアフリー改修工事に係る費用の一部を助成する。	平成23年度から平成31年度助成実績:75件
56	都市計画局	歩くまち京都推進室	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	交通施設バリアフリー化の推進①	平成14年度	高齢者や障害のある方をはじめ、全ての人が安心・安全で円滑に移動できるまちづくりを推進するため、旅客施設及びその周辺道路等のバリアフリー化を推進する。	平成24年3月に策定した「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」に基づき、駅及びその周辺道路等のバリアフリー化を進めており、平成30年度までに8駅(太秦駅、藤森駅【JR西日本】、大宮駅、嵐山駅、松尾大社駅、上桂駅【阪急】、深草駅【京阪】、西院駅【京福】)のバリアフリー化が完了。
57	交通局	自動車部技術課	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	ノンステップバスの導入	平成8年度	高齢者や身体に障害のある人をはじめ、すべての人に利用しやすいノンステップバスを導入する。	H23:609両(79.7%) → H30:789両(96.5%)

58	交通局	高速鉄道部 技術監理課 電気課	対象別安全施策(高齢者) 対象別安全施策(障害者)	交通施設のバリアフリー化の推進②	平成12年度	バリアフリー法に基づき地下鉄施設、車両等の整備を進めていく。	<地下鉄駅トイレのバリアフリー化> 平成24年度以降、地下鉄11駅の旅客トイレの全面改修を行い、高齢者や外国人観光客など、より多くのお客様が利用しやすいよう、出入口部の段差解消や洋式便器の設置などを行った。 <エレベーター及びエスカレーターの整備> 平成28年度にコトチカ京都の増床を行うにあたり、京都駅施設の大規模な改修工事を計画する中で、南改札口とホーム階のトイレの配置を見直すことにより、エレベーターを設置できるスペースの確保が可能となったため、1台増設を行い、お客様の利便性向上を図った。 平成24年度以降、エレベーターの更新に合わせて、駅務室に聴覚障がい者が非常ボタンを押したことを伝える非常ボタン及びかご内文字案内表示を6駅13箇所に設置した。 平成25年度以降、エスカレーターの更新に合わせて、行き先及び昇降方向を知らせる音声案内及び進入可否を知らせる表示装置を7駅22箇所に設置した。
59	文化市民局	くらし安全推進課	対象別安全施策(女性) 被害者支援	犯罪被害者支援策の推進	平成11年度 (条例は平成23年度)	京都市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図る。 ①犯罪被害者総合相談窓口の運用 ②犯罪による生活困窮者に対する生活資金の給付 ③犯罪により従前の住居での居住が困難な被害者等に対する住居の提供等 ④犯罪被害からの早期回復のための心のケア ⑤通訳派遣など観光旅行者等への支援 ⑥大学等との連携 ⑦広報・啓発活動	平成23年度以降は、条例に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに市民の理解を深めるため、各種犯罪被害者支援策を実施した。 ①については、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等に対して相談や直接的支援、必要な情報提供を行うほか、本市の犯罪被害者等支援に関する施策の窓口として、関係機関との連携により、中核的な役割を担った(H30:電話相談732件、面接相談187件、直接的支援262件)。 ②については、生活資金(一律30万円)をH30までに計19件給付した。また、より利用しやすい制度にするため、適宜要綱の改正等を行った。 ③については、民間シェルターへの入居がH30までに計3件あったが、市営住宅の優先入居がH30までに0件(R01に初めて1件)であったため、今後、関係機関と調整し、より利用しやすい制度への変更を検討する。 ④については、こころの健康増進センターに精神科医・相談員による専門外来を設置し、犯罪被害者等の精神的被害からの早期回復に努めた(H30まで:電話相談258件、面接相談19件、診察212件)。 ⑤については、制度創設当時は活用があったものの、その後は実績なし。 ⑥については、犯罪被害者に関する大学講義を(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換科目とするなど、継続して啓発・人材育成に取り組んだ(科目:京都産業大学「被害者学」(前期)、「被害者政策」(後期))。 ⑦については、年2回の啓発週間において、遺族講演会や啓発パネル展、京都ホンデリング等を実施し、犯罪被害者支援について広く市民の理解を深めることに努めた。
60	文化市民局	くらし安全推進課	対象別安全施策(女性) 被害者支援	京都性暴力被害者ワンストップ 相談支援センターとの連携	平成27年度	本市の犯罪被害者総合相談窓口である(公社)京都犯罪被害者支援センターで相談を受けた方を必要に応じて京都性暴力ワンストップ相談支援センター(以下「京都SARA」という。)へ繋ぐとともに、京都SARA連携会議に出席することで、連携体制の充実・強化に向けての協議等を行う。	事業開始から平成30年度までに、6名の方を京都SARAに繋ぐとともに、京都SARA連絡協議会には平成30年度までに8回出席し、連絡体制の充実・強化を行った。
61	文化市民局	くらし安全推進課	対象別安全施策(女性) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	防犯カメラ設置促進補助事業	平成24年度	防犯カメラの設置を促進し、犯罪の発生を抑制するため、地域団体を対象として、防犯カメラの導入費用を補助する。	平成23年度にモデル事業を実施し、平成24年度から本格実施して以降、これまで自治連合会や町内会などの地域団体を対象に627団体、1,729台(令和元年9月末時点、令和元年度は交付決定数)の防犯カメラ設置を補助した。

62	文化市民局	くらし安全推進課	対象別安全施策(女性) 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	防犯モデル賃貸マンション認定 制度の普及促進	平成27年度	防犯性能の低い賃貸アパート・マンションの自主的な防犯対策を促進し、性犯罪被害等の犯罪被害に遭いにくい安心安全な住環境を構築するため、NPO法人京都府防犯設備士協会が、防犯設備等の認定基準に適合した賃貸アパート・マンションを優良認定するもので、当該物件には認定プレート(推奨機関として京都府警察本部とともに、京都市の名称も記載される)が交付される制度であり、本市においては推奨という立場で連携しており、広く市民に制度の広報及び関係機関と連携した制度の普及促進を図っている。	定期的に開催される京都府防犯設備士協会、日本賃貸住宅管理協会、京都府警察、京都府等が集まる連絡会議において、普及対策等を検討。 制度周知のためのリーフレットやチラシを作成し、大学やマンション管理人への周知・啓発を継続的に行い、賃貸アパート・マンションの安心安全な住環境を構築した。 ※ 認定実績:144棟(うち市内122棟)(令和元年12月末時点)
63	保健福祉局	障害保健福祉推進室	対象別安全施策(障害者)	障害者虐待防止対策事業	平成24年度	障害者虐待に関する理解を促進するとともに、虐待を受けた障害者に対する支援等を行う。	(1)虐待防止センターの設置 養護者による障害者虐待については、各区役所及び支所の保健福祉センターを、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待については、障害保健福祉推進室をそれぞれ虐待防止センターに位置付け、対応を行った。 (2)対応マニュアルの策定 対応の手順や緊急性の判断基準等に関するマニュアルに沿った対応を行った。 (3)障害者虐待防止検討部会の設置による関係機関の連携体制づくり 京都市障害者自立支援協議会の障害者虐待防止検討部会において、虐待防止や早期発見のための協力体制づくり、虐待通報があった場合の対応手順等の検討を行った(3回開催)。 (4)緊急時の一時保護施設の確保 生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがある場合等に、一時的に保護するため、緊急短期入所事業(あんしん生活緊急サポート事業)を活用する等対応した。 (5)専門相談の実施 経済的虐待等の法的な相談に対応できるよう、京都弁護士会に依頼し、会館等での専門的助言を行う弁護士の派遣を行った。 (6)周知・啓発 集団指導及び新規事業所説明会を実施した。 (7)研修(研修会等の開催) ①事業所向け(2回開催) ②職員向け(2回開催) ③市民向け(1回開催)
64	産業観光局	観光MICE推進室	対象別安全施策(観光旅行者など)	観光案内標識等の整備	昭和30年代後半	史跡や寺社仏閣等にその由緒や見所等を明記した名所説明立札(胸札)の維持・修繕のほか、市内産木材を活用し、郊外地域をはじめとした市内に所在する地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見所を説明する名所説明立札(胸札)整備事業を実施する。また、「観光案内標識アップグレード指針」に基づき、整備した観光案内標識等の維持管理を行う。さらには、混雑緩和に向け、多様なエリアへの誘客の推進や観光客が多いエリアにおける回遊性の向上を図るため、観光案内標識の更新を含めた整備を進める。	1 名所説明立札(胸札) 多様化する観光ニーズに対応し、また観光客を市内各所へ誘客、分散化するために、郊外地域をはじめとした市内に所在する地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見どころを説明した胸札を、平成28年度以降、毎年約50基設置 2 観光案内標識 観光客の受入環境整備として、観光客の多い観光地を中心に、平成23年度から平成27年度までの5か年で631基を設置。 平成30年度からは、令和2年度までの3か年計画で、観光客の混雑緩和策として観光客が集中するエリアにおける回遊性向上や多様なエリアへの誘客の推進に向けて、観光案内標識を充実しており、平成30年度は53基を新たに設置した。

65	産業観光局	観光MICE推進室	対象別安全施策(観光旅行者など)	京都総合観光案内所の運営	平成21年度	京都市と府がそれぞれ設置していた京都駅の観光案内所(①京都市観光案内所、②京都府観光情報センター、③京都ツーリスト・インフォメーション)を一元化して設置された京都総合観光案内所において、府内全域の観光案内や宿泊の紹介、催しチケットの販売など、様々な観光情報等の提供をワンストップで行うとともに、英語、中国語、韓国・朝鮮語の多言語による案内にも対応する。	・平成22年3月16日開設 ・運営主体:京都総合観光案内所運営協議会 ・開所時間:午前8時30分～午後7時(年中無休) ・窓口体制:16名体制 ・平成30年度窓口対応実績 日本人 378,702人 外国人 330,057人 合 計 708,759人 ・府内全域の観光・交通案内を多言語(日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語)で行うとともに、宿泊施設の紹介、催しチケットの販売など、様々な観光情報等の提供をワンストップで実施
66	産業観光局	観光MICE推進室	対象別安全施策(観光旅行者など)	京都観光オフィシャルサイトによる情報発信	平成8年度～	インターネット、携帯端末で観光情報を発信する。	1. 国内観光客向け観光オフィシャルサイト「京都観光Navi」 ・平成28年3月に「京都観光Navi」をマルチデバイス対応(スマートフォンやタブレットなど、様々な端末に対応した表示手法を採用)を実装。 平成31年1月に「京都観光Navi」を全面リニューアルし、編集機能を設けたことで緊急情報をリアルタイムで更新している。 ・令和元年12月にAI(人工知能)を活用した自動会話プログラム(チャットボット)を導入し、観光客の質問に時間や場所に関わらず返答できるようになった。 2. 海外観光客向け観光オフィシャルサイト「KYOTO CITY OFFICIAL TRAVEL GUIDE」 ・平成26年11月より13言語(英語、フランス語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国・朝鮮語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、タイ語、マレー語、ロシア語、トルコ語、アラビア語)で観光情報(交通情報、マナー啓発等)の発信を行っている。 ・令和元年12月にAI(人工知能)を活用した自動会話プログラム(チャットボット)を導入し、観光客の質問に時間や場所に関わらず返答できるようになった。
67	産業観光局	観光MICE推進室	対象別安全施策(観光旅行者など)	京都まちなか・えきなか観光案内所の運営	平成19年度	国内外からの観光客を、おもてなしの心で温かく迎え、安心して快適に京都観光を楽しんでいただけるよう、以下の案内所において、京歩きマップの配布、周辺観光案内、交通案内を行う。 ・京都まちなか観光案内所 京都市内すべてのセブンイレブン、スターバックス及びゼスト御池の全面協力を得て、京都を訪れる観光客に対し、周辺観光案内、交通案内を実施。 ・京都えきなか観光案内所 公共交通事業者(京都市交通局、JR西日本、京阪電鉄、近鉄電車、京福電鉄、叡山電鉄、嵯峨野観光鉄道)の協力を得て、市内12箇所(京都市交通局 太秦天神川駅・京都駅2箇所・北大路駅・烏丸御池駅、JR京都駅、京阪電鉄三条駅、近鉄京都駅、京福電鉄嵐山駅、叡山電鉄出町柳駅、嵯峨野観光鉄道トロッコ嵯峨駅、阪急電鉄河原町駅)において、京都を訪れる観光客に対し、公共交通機関の乗り換え案内や周辺観光案内を実施。	○ 京都まちなか観光案内所 ア 開設日 平成19年10月31日 イ 開設場所 ・京都市内セブンイレブン→256店舗 ・京都市内スターバックス→29店舗 ・ゼスト御池 →36店舗 ・合計321(店舗数は、令和2年1月31日現在) ○ 日本郵便株式会社上京区内郵便局「上京ローカル情報発信局」 ア 開設 平成30年4月 イ 開設場所 上京区内郵便局17局 ○ 京都えきなか観光案内所 ア 開設日 平成21年10月1日 イ 開設場所 市内12箇所 ウ 利用状況(平成30年度) ・利用者数 6,391,576人 (うち外国人1,349,690人) ・京歩きマップ配布数 26,651枚

68	行財政局	サービス事業推進室	交通安全	違法駐車等防止対策事業の推進	平成7年度	「京都市違法駐車等防止条例」に基づき、都心部・京都駅周辺(違法駐車等防止重点区域)等において、違法駐車等防止指導員による違法駐車等の解消のための指導・啓発を実施している。また、「京都市自転車安全条例」に基づき、自転車安全利用促進啓発員が、主要交差点での街頭啓発や自転車安全教室等を通じて、自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を実施している。	違法駐車等防止対策について、都心部・京都駅周辺(違法駐車等防止重点区域)等において、指導員による違法駐車等の解消のための指導・啓発を行うとともに、京都府警察等の関係行政機関及び業界団体と連携し、「中心市街地重点路線等クリア作戦」を毎月1回実施した。 自転車安全対策について、自転車の通行量が多い交差点(商業施設や大学付近)での街頭啓発や自転車安全教室支援等、啓発員が自転車利用ルールの周知やマナーの向上を図るための指導・啓発を実施した。
69	文化市民局 行財政局	くらし安全推進課 サービス事業推進室	交通安全	交通安全啓発活動の推進	昭和46年度	市民一人一人に交通安全知識の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることによって交通事故を防止するため、交通安全市民運動等を推進する。	- 年間4季51日間に渡る交通安全運動をはじめ、各区交通安全対策協議会等を中心に街頭啓発活動やパレード、交通安全大会の開催などに取り組み、交通安全市民運動等を推進することができた。 - 平成26年から運転免許自主返納支援事業を実施し、自主返納をされた方に対して(平成28年度から対象を高齢者に限定)、平成30年度までに合計17,543件の支援物品(500円相当のギフトカード)を提供した。 - 平成30年度には高齢運転者の交通事故防止支援事業として、各区交通安全対策協議会等や京都府警察と協働し、教育映像DVDを制作するとともに、各区において同DVDを活用した「高齢ドライバーの交通事故防止教室」を開催し、高齢運転者やその家族、交通安全ボランティア約440名に参加していただき、安全運転や運転継続の是非について考えていただく機会を提供することができた。 これらの取組等が京都市内での交通事故発生件数及び死者数の減少に寄与したと考える。 [交通事故発生件数]H23:8,736件→H30:3,888件 [交通事故死傷者数]H23:10,465人→H30:4,552人 ・違法駐車等指導・啓発、自転車利用ルール・マナー指導・啓発を実施している。
70	都市計画局 建設局	歩くまち京都推進 道路環境整備課	交通安全 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	「歩いて楽しいまちなかゾーン」の推進	平成24年度	歩道整備が困難な都心部の細街路において、安全でゆとりのある歩行空間を確保するため、幹線道路に囲まれた地域を「歩いて楽しいまちなかゾーン」に設定し、交通管理者等と連携して、ゾーン対策を実施する。	【都市計画局】 区画線の引き直しやカラーラインの設置等を面的に実施することにより、歩行者が優先すべきゾーンであることを明示し、自動車走行速度の低減や自転車の車道左側端の通行誘導等を促し、安全でゆとりある歩行空間を創出。 [効果検証] まちなかエリア(四条、河原町、烏丸、御池通で囲まれた地域)における、 ＜自動車の平均速度＞ 整備前(H24.2) 23.6キロ → 整備後(H26.10) 21.8キロ (△8.1%減) ＜時速30キロ以上の車両の割合＞ 整備前(H24.2) 11.0% → 整備後(H26.10) 7.3% ＜事故件数＞ 整備前後の事故件数を現在調査中(データを保有する京都府警に照会中)。令和2年3月中旬～下旬にとりまとめ予定 【建設局】 平成24年度から事業を実施し、令和元年度末時点でゾーン内の約60%の整備が完了した。
71	建設局	土木管理課 道路環境整備課	交通安全 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	交通安全施設整備事業の推進	昭和41年度	交通事故の防止を目的として、歩行者の安全確保のための歩道等の新設、交差点改良、視距の改良、道路標識、防護柵、道路照明灯等の道路付属物の設置を行い、交通安全施設の整備拡充を図る。	交通事故の防止を目的として、歩行者の安全確保のための交通安全施設整備事業の推進を継続して実施した。代表的な整備内容は下記のとおり。 ・交差点改良 約40箇所 ・標識 約670基 ・防護柵 約19km ・区画線 約860km バリアフリー化については、重点整備地区24地区のうち、7地区で整備が完了した。
72	建設局	土木管理課	交通安全 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	道路照明灯の設置	—	夜間の交通安全の確保のため、生活環境整備の一環として道路照明灯設置基準に基づき、LED等を設置する。	LED等の設置及び転換を約80,000灯実施した。
73	建設局	自転車政策推進室	交通安全 犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	総合的な自転車政策の推進	平成27年度	平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車利用について誰もが分かるようにしていく「みえる化」をキーワードに、自転車走行環境の整備、ルール・マナーの周知徹底、駐輪環境の整備、更なる放置自転車対策に取り組み、総合的な自転車政策を推進する。	「京都・新自転車計画」に基づき、誰もが安心して心地よく行き交うことのできる「世界トップレベルの自転車共存都市」を目指し、自転車走行環境整備、ルール・マナーの周知徹底、駐輪環境整備、更なる放置自転車対策など、各種施策に取り組んだ。 平成30年度の放置自転車台数(1日当たり)が236台に減少(平成23年度:2,034台)するとともに、駐輪場箇所数が234箇所増加(平成23年度:153箇所)するなど、自転車政策の一層の推進を図ることができた。

74	建設局	土木管理課	交通安全	放置自動車対策の推進	平成14年度	幅広い適用範囲で放置自動車の迅速な撤去及び処分を実施し、放置されている自動車に関連して発生する犯罪及び事故を防止する。加えて、都市の美化の推進と良好な都市機能を維持し、安全で美しい生活環境の保全及び国際文化都市としての良好な都市環境の形成に資する。	平成14年事業開始当時の撤去台数822台、令和2年2月末現在撤去台数11台。 平成17年に施工された自動車リサイクル法によるリサイクル費用の預託が進んだことや、鉄スクラップの価値の高騰等の要因により放置台数が減少しているが、今後も放置状況に注視し、引き続き自主撤去に向けた取組を積極的に進める。
75	交通局	自動車部運輸課	交通安全	事故防止重点強化策 (バス停留所付近の違法駐停車 防止キャンペーン)	平成25年度	関係機関と連携し、バス停留所付近の迷惑駐車が後を絶たない市内中心部(河原町通、四条通、京都駅周辺)のバス停留所を対象に、乗降されるお客様の安全確保の強化を目的とした啓発活動を実施する。	平成25年度から、違法駐停車が多く存在し、市バスの走行環境への影響が目立つ停留所付近において、市バスの正着性を高め、乗降されるお客様の安全を確保し、市バスの事故防止を図るため、春と秋の観光シーズンに啓発員がブラカードを用い、停留所付近は駐停車禁止区間であることをドライバーに啓発している。
76	交通局	自動車部運輸課	交通安全	事故防止専門コンサルタントによる全運転士への安全運転研修	平成25年度	輸送の安全は交通事業者の最大の使命であるとの認識のもと、事故の削減、事故の未然防止のため、直営営業所全運転士を対象に事故防止重点研修を実施する。	・平成25年度から実施しているものであり、「運行管理職員の指導力向上」に関する実践的な取組として、運行管理者に対して業務の重要性について、認識を一層深め、運転士への指導等について力量を向上させることを目的として実施したものである。 ・平成26年度からは、前年度の取り組みに加え、直営営業所の全運転士を対象に約2時間の事故予防プログラムを実施した。 プログラムの内容としては、事故件数の推移・多発事故・事故の原因などの事故発生状況及び乗客調査などで把握した運転行動に応じたものとし、事故発生状況や乗客調査で把握した運転士の運転行動の検証データなどに基づき、ヒューマンエラーにまで踏み込んだものとした。 ・平成27年度においては、事故防止に係る各種事業を専門的に実施している独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)を活用し、平成26年度の研修内容を踏まえつつ、適性診断結果を基にしたアドバイスや危険予知訓練を取り入れ、個々の運転士へのアプローチを重視した。直営全運転士向けの研修を実施した。 ・平成28年度以降は、前年度の事故防止重点研修の内容及び有責事故の発生状況や傾向を踏まえたうえで、グループワークに重点を置き、自分の運転に不足しているものに気付かせる「参加型」の研修を実施し、事故防止に向けた意識改革を図った。 また、運行管理職員に対しても、法令知識の再認識と現場における運行管理者の責務の重要性について研修を実施することで、指導能力の更なる向上を図った。
77	交通局	自動車部運輸課	交通安全	安全運転訓練車(セーフティサポート研修)	平成29年度	運転士に安全運転訓練車を走行させることにより、安全確認の状況をはじめ、車間距離の確保や運転操作の状況、乗り心地等を映像やデータで記録し、それらを運転士に提示することで、自らが持つ弱点や癖に気付かせることができるものであり、運転士に対する「指導の見える化」が図られ、更なる事故防止と快適な乗り心地の提供を実現するものである。	平成29年10月に導入以降、順次運転士への研修を実施し、令和元年12月末現在、直営営業所全運転士(812名)への研修を終え、新規採用の運転士と並行して、二回目の研修を経験の浅い運転士を優先的に対象とし、事故防止に特化した研修を実施し、事故の削減及び再発防止を図っていく。
78	交通局	自動車部技術課	交通安全	市バスの安全運行のためのハード面における取組の推進	平成29年度	市バスの安全運行の推進とお客様の安全確保に向けたハード面の取組として、注意喚起装置を導入するなど、バス車両における改良を実施する。	・車両ヘッドライトのLED化 ・新型車椅子固定ベルトの導入 ・前方確認補助のための車外ミラー増設 ・車両路肩灯のLED化 ・注意喚起装置の設置 ・乗降口灯のLED化 ・乗車時の注意喚起装置の多言語化

79	環境政策局	まち美化推進課	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの推進・公衆トイレの整備	—	公衆トイレの整備に当たっては、事故防止やユニバーサルデザインに配慮した改修に努め、安心・快適に利用できるよう設備の更新を進めていく。	【公衆トイレリニューアル事業】 国際文化観光都市として、東京オリンピック・パラリンピック等の開催により増加する観光客を温かくお迎えするため、民間のノウハウを活用し、トイレの洋式化やセンサー式手洗いの導入などのユニバーサルデザイン対応による機能向上及び壁面塗装や外観の整備等による清潔感の向上を図った。 【実績】 平成27年度から2箇年で第1期(23箇所)実施 平成29年度から2箇年で第2期(21箇所)実施 平成30年度から2箇年で第3期(23箇所)実施
80	保健福祉局	医務衛生課	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	民泊通報・相談窓口の運営	平成28年度	無許可営業施設について、市民からの情報を積極的に集め、違法・不適正な「民泊」の指導を行うため、「民泊通報・相談窓口」を設置、運営する。	【事業実績】 「民泊通報・相談窓口」に対する通報件数 平成28年度:1,148件※1 平成29年度:1,010件 平成30年度:1,095件 令和元年度:404件※2 ※1:平成28年7月13日から受付開始 ※2:令和元年12月末時点 【評価】 「民泊通報・相談窓口」等に寄せられた情報を基に、本市がこれまでに探知した無許可営業疑い施設2,616施設のうち、99%に当たる2,604施設について営業中止等に至らしめており、京都府警察と連携の下、違法「民泊」根絶に向けた取組を強力に進めている。
81	産業観光局	商業振興課	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	安心の買い物環境づくり事業	平成16年度	商店街等が、個人のプライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ運用規約等を制定した上で、防犯カメラを設置する際に、予算の範囲内において、補助金を交付する(商店街等環境整備事業)。	平成23年度以降、延べ824台の防犯カメラ新設に補助金交付を行い、市民の買い物環境を中心とした市内の安心安全向上に寄与した。
82	都市計画局	広告景観づくり推進室	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	屋外広告物の安全点検等の推進	昭和31年度	都市景観の維持向上を図るとともに屋外広告物及び掲出物件の破損、落下、倒壊等による公衆に対する危害を防止することを目的とした「京都市屋外広告物等に関する条例」に基づき、屋外広告物の安全点検の啓発等を行う。	屋外広告物の設置者に対して、屋外広告物の更新許可申請の際、「屋外広告物自己点検報告書」の提出を求めるとともに、チラシにより屋外広告物の安全点検の啓発を行った。また、屋外広告物許可通知書交付時等には、「屋外広告物の安全点検について」という文書を添付し、屋外広告物の適正な維持管理について啓発を行った。 平成31年2月に本市と京都府広告美術協同組合との共催により、屋外広告業登録業者研修会を開催し、屋外広告物の更新・安全管理について啓発を行った。また、更なる安全対策を検討するために、平成30年度に同組合に委託し市内の屋外広告物の安全点検事例の調査を行った。
83	都市計画局	公共建築建設課 公共建築整備課	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	市営住宅における防犯環境設計の推進	平成15年度	市営住宅の新築等に当たっては、国土交通省が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」等に基づき、犯罪や事故の防止に配慮した環境づくりの取組を行っている。	平成30年度から実施していた「崇仁市営住宅整備工事」の設計において、下記の点に配慮し、工事を発注した。 (1) 周辺からの見通しの確保 (2) 犯罪企図者が接近しにくい工夫 ・エレベーターホールは、周囲からの見通しがきく配置計画等を行うとともに、夜間の照度を十分に確保する等、死角をなくすよう掛ける。 ・エレベーターの扉は、共用部からエレベーター内を見通せる窓が設置されたものとする。 ・エレベーターかご内には、非常時において、外部連絡することができる装置を設置する。 ・玄関扉の錠は、ツーロックでCP仕様とすることで、防犯性を高めている。

84	建設局	みどり政策推進室	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	公園整備の推進	—	子どもから高齢者まで様々な人が利用する都市公園について、設計段階から利用者の意見を取り入れるなど、安心・安全に利用できるよう配慮し、防災上も問題がないよう整備を進める。 【公園の整備方針】 (1) 階段やスロープ等各種構造物について、安全に利用できるよう規格・寸法・材質等に配慮 (2) 死角をつくらぬような樹木の配置や種類を考慮し整備 (3) 照明灯は、夜間の安全性・防犯性を考慮し整備 (4) 隣地との境界構造物は、安全性・防犯性を配慮し整備 (5) 便所は、利用者の安全性・防犯性を配慮し整備	平成23年度以降、公園整備に当たっては、子どもから高齢者まで様々な人が利用するため、ワークショップを開催するなど、利用者の意見を取り入れながら、設計段階から安心・安全に利用できるよう考慮し、風紀上や防災上も問題がないように整備に取り組んできた。 平成23年度以降：27箇所の整備を実施
85	交通局	高速鉄道部運輸課	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	地下鉄駅構内の防犯カメラの活用	—	地下鉄全31駅に設置している防犯カメラを活用し、旅客状況のモニター監視を行うほか、事故やトラブルが発生した際の事後検証に活用するなど、駅構内の安全性の確保を図る。	平成27年度に地下鉄全31駅の改札口に防犯カメラの設置が完了し、旅客状況のモニター監視を行うほか、事故やトラブルが発生した際の事後検証に活用するなど、駅構内の安全性の確保を図っている。
86	交通局	高速鉄道部運輸課電気課	犯罪や事故の防止に配慮した環境づくり	烏丸線ホームITV車掌用モニター設備の増設	平成29年度	ここ数年お客様が急激に増加しているホームの更なる安全性の向上を図るため、車掌用ITVモニター未設置の駅に順次設置する。	<ITV車掌用モニターの設置について> 平成29年度以降、新たに多客駅を中心に、4駅5箇所を設置(8駅15箇所へ設置完了)し、多客駅のホームにおける更なる安全性の向上を図った。
87	総合企画局	国際化推進室	犯罪や事故発生時の緊急体制	災害時における外国籍市民等への支援	平成21年度	「避難所」に指定されている京都市国際交流会館における防災訓練を開催し、外国籍市民等、地域住民への啓発を行うとともに、実際に大規模災害が起こった時に「避難所」として十分に機能するよう、市や(公財)京都市国際交流協会職員、地元代表者など避難所開設・運営に携わる者を対象としたマニュアルの整備等により環境を整える。市総合防災訓練にも外国籍市民等に参加を募り啓発に努める。また、災害時に要配慮者となる外国籍市民等が十分な支援を受けることができるよう、災害時通訳翻訳ボランティアを継続的に募集・登録し、必要な研修を実施する等、災害時に外国籍市民等を支援する体制を整える。	①kokoka京都市国際交流会館において、継続的に防災訓練等を実施するとともに、京都市総合防災訓練へ外国籍市民等の参加を募った。 ②外国人向けメールマガジン「多言語便利情報」システムを運用し、災害時に必要な情報を発信した。 ③国際交流会館避難所運営マニュアルの整備や災害時通訳ボランティアの募集・登録を継続して行った。
88	文化市民局	くらし安全推進課	犯罪や事故発生時の緊急体制	暴力団排除条例の推進	平成24年度	京都府警察との密接な連携のもと、全庁挙げて暴力団を排除していくと同時に、市民や事業者の皆様とともに、暴力団を許さない社会を築くため、京都市暴力団排除条例の適切かつ効果的な運用を推進する。	・事務事業の性質に応じて、事業者からの誓約書の徴取、京都府警への照会などの措置を講じること で、本市の事務事業からの暴力団排除を徹底することができた。 ・京都府警との連携協定に基づき、暴力団排除対象者であるとの通知があった事業者(2社)について、契約解除など本市の事務事業から排除する措置を講じた。 ・京都府警察、(公財)京都暴力追放運動推進センター(市長がセンターの副会長に就任)が主催する「みんなの力で暴力・違法銃器追放・京都府民大会」への市長等の出席やその他のイベント等における啓発物品の配布などにより暴力団排除に係る市民意識の醸成を図ることができた。 ・指定暴力団会津小鉄会の内部抗争による周辺住民や近隣公共施設の利用者への被害を防ぎ、安全を確保するために、本市や(公財)暴力追放運動推進センターが京都地方裁判所に申立てを行い、暴力団事務所使用禁止に係る仮処分命令が出され、市民等の安全確保に繋げることができた。

89	消防局	情報指令課	犯罪や事故発生時の緊急体制	多言語通訳体制	平成25年度	外国人観光客や留学生等、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方に対する災害対応を円滑に行うため、言語通訳サービスを実施する。	通訳件数合計 673件(令和2年2月17日現在) 平成25年中(平成25年10月1日から平成25年12月31日)23件 平成26年中75件 平成27年中83件 平成28年中96件 平成29年中113件 平成30年中138件 令和元年中130件 令和2年中15件(令和2年2月17日現在)
90	消防局	市民安全課	犯罪や事故発生時の緊急体制	防災行動マニュアルの策定推進	平成27年度	各自主防災会において策定された防災行動マニュアル(地震、水災害、土砂災害等の大規模災害時における行動内容等が具体的に記載された防災行動計画)を運用するに当たり、情報提供や助言等、運用に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る。	平成27年度から策定支援を開始、平成29年度末で各自主防災会において策定対象となる全てのマニュアル(地震編:227自主防災会・水災害編:196自主防災会・土砂災害編:78自主防災会)の策定が完了した。平成30年度には水害ハザードマップ改訂に伴い、水災害編を見直し、必要に応じて改訂を行った。
91	保健福祉局	保健福祉総務課	—	再犯防止対策の推進	平成30年度	やり直すことができる安心・安全なまちの実現に向けて、立ち直りに多くの困難を抱える犯罪をした人等を地域社会で孤立させない息の長い支援等の再犯防止の取組を国、民間団体等と緊密に連携協力して実施する。また、「京都市再犯防止推進計画(仮称)」を策定し、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進する。	<平成30年度> ①全庁横断的な「再犯防止対策検討プロジェクトチーム」を設置し、「京都市再犯防止推進計画(仮称)」の策定に向けた検討を行った。 ②地域再犯防止推進モデル事業の取組の一環として、犯罪をした人等を取り巻く現状等を把握するため、少女や若年女性に対する支援を行っている「京都わかさねっと」と連携し、本市域の保護司へのアンケート調査や女性が入所する矯正施設へのヒアリング調査を実施した。 <令和元年度> ①モデル事業として、支援が必要な若年女性等について支援計画を作成し、具体的な生活・就労等の寄り添い支援を実施した。 また、犯罪を犯した人等が刑務所等の出所後に、困難や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介したハンドブックを作成し、京都刑務所や京都市域における保護観察の現場等において配布・紹介する取組を実施した。 ③「京都市再犯防止推進計画(仮称)」の策定に当たり、幅広い意見を反映するため、刑事司法関係機関及び再犯防止支援等を行う民間団体等で構成する「京都市再犯防止推進会議」を設置・開催し、計画に盛り込む項目等について検討を行った。